

2007年12月21日

千代田区職員労働組合
執行委員長 加藤 哲夫 様

千代田区 政策経営部長
櫻井 和博

新庁舎に関する改善要求書への回答

標記の件について、以下のとおり回答します。

記

1、電話について

- ① 電話交換について、対応する職員の教育を徹底すること。また、丁寧な対応ができるように、職員がちよくちよく変わらないよう申し入れること。それがうまくいかないようであれば、委託業者を変えること。
- * 委託会社に対して委託社員の教育を徹底するよう申し入れている。
職員の交代に関しては委託先の判断等にもよるが、委託職員のスキルが低下することなく、均質化するよう担保していく。

2、エレベーターについて

- ① 図書館利用者は国のエレベーターを使えるように、国と管理会社と交渉すること。
- * 図書館利用者の国のエレベーター利用については、現在、国に対して要望中であり、引き続き実現に向けて働きかけていく。
- ② 地下1階に止まるエレベーターの表示がわかりにくいので、改善すること。
- * 表示についてはよりわかりやすいものに改善しているが、さらに問題があれば検討していく。
- ③ 図書館利用者は専用エレベーターを利用するよう案内をたてること。
- * 案内表示については現在発注中であり、現在は暫定的に仮設の案内表示を設置している。
- ④ B1Fに車イス使用者が車を停めて、エレベーターが使用できるかどうか、点検すること。
- * 指摘を踏まえて点検する。

- ⑤ 図書館専用エレベーターを除いた3基のエレベーターについて、着階ランプがちょこちょこ動くのをなくし、待ち時間を少なくするよう適切なものに改善すること。
 - * 図書館専用エレベーターをつくって、全体的な運行方法の見直しを行ったことにより、現在は着階ランプが飛ぶようなことはない。
- ⑥ エレベーターボタンが小さくて見にくいので、改善すること。
 - * ボタン自体の交換は工事として困難を伴うが、シール等を活用することにより表示についての改善は検討する。
- ⑦ 非常用エレベーターのホールに非常用電話をつけること。
 - * 非常用電話については警報機とあわせて設置済みである。その他に職場に通じるような電話をホールに設置することは不特定多数がホールを利用する現状に照らして困難である。

3、食事等について

- ① 食事できるスペースがないので、職場の机で昼食の弁当が取れるようにすること。
 - * 執務室内では来庁者から見えなような場所で取り、また会議室では301と404会議室、8階休養室を昼休みに食事スペース用に開放しているので活用してもらいたい。
- ② 食堂で自分の弁当や持ち込んだ物が食べられるように交渉すること。
 - * 食堂の運営はPFI事業者によるものであることと、限られたスペースの中で現在も混雑する状況では食堂への持込みは困難である。
- ③ 職場の机でお茶が飲めるようにすること。
 - * 来庁者から見えなようなかたちで、なおかつペットボトル飲料であれば飲んでも構わない。ふたのないコップや湯のみはOA機器にこぼす恐れがあるため不可とする。
- ④ 食堂について、メニューを増やし、味を向上させるよう要望すること。また、利用料金を引き下げるよう要望すること。
 - * 要望は受け止める。食堂のメニュー及び味に関しては事業者がアンケートを実施しているので、まずはアンケートにご協力願いたい。
- ⑤ 出入りの弁当屋及びコンビニに対し、味を向上させるよう要望すること。
 - * 出入りの弁当屋（「つくし」）は低価格ながら良心的な内容であったが、10月末で撤退した。コンビニに関してもアンケートを実施しているので、まずアンケートを活用して味やメニューに関して積極的に要望してもらいた。

4、休憩場所について

- ① 各階に休憩できる場所がないので、新たに設けること。
 - * リフレッシュコーナーにイスを設置したので、これを活用してもらいたい。

② リフレッシュコーナーについて、いすとテーブルを設け、仕切り等を設けるなど改善を行うこと。

* テーブルの設置はスペースの制約があり難しい。仕切りは消防法上、設置できない。

5、廊下、階段について

① 階段が使いにくいので、階段の位置を示すものを分かりやすい場所（各階数箇所）に掲示すること。

* サインについては全庁的に調整済みであるが、さらに問題があれば検討していく。

② 非常階段の空気が悪いので、空気調整を行うこと。

* 構造的、技術的、経費的な問題があり難しい。

③ 開庁時一般区民、外部職員が非常階段を利用できるようにすること。

* 国のセキュリティ基準上、一般開放は困難である。

④ 廊下の曲がり角について、見通しがきかなく危険なので、ミラーなどをつけること。

* ミラー自体が逆に邪魔になることも考えられるため、設置については考えていない。

⑤ 非常階段内の換気が悪いため、利用すると目が痛く、鼻水が出る、頭痛がする等の症状を訴えている職員がいるので、壁、床、天井の材料や塗料について調査すること。

* シックハウス問題については、基準をクリアしていることを調査済みである。

⑥ エレベーターがなかなか来ない状況を緩和するため、1階階段出入口について、開庁時は開放すること。

* 1階階段出入口の開庁時開放はセキュリティ上問題があるため対応できない。

ただし、今後地下1階へは階段で行けるように検討する。

6、各階のレイアウトについて

① 会議室を増やすこと。また、区議会の部屋など空いているときに使えるようにすること。

* スペースの制約上、会議室の増設は困難であるので、既存の会議室を活用してもらいたい。区議会の委員会室については、議会閉会中で委員会が入らない時には事務局に申請して承認を得ることにより使用できる。

② 流しが狭く、集中すると使えないので、増やすこと。

* 配管の問題や経費的な問題があり増設は困難である。

③ 5階カウンターが高過ぎるので、改善すること。

* 5階のハイカウンターは所属からの要望により導入した経過がある。現在設置済みの

カウンター兼キャビネをすべて取り替えることは難しい。

- ④ 机は、係や課がまとまる配置にすること。
 - * 各所属においてそのような配置がなされていると認識している。
- ⑤ 事務スペースが狭く、人口密度が上がり、息苦しくなっているので、全庁的に再調査をし、事務スペースの配分を見直すこと。
 - * 具体的な問題点があれば個別に相談には応じるが、全庁的に再調査を行うことは考えていない。
- ⑥ 二階は来庁者も多いので、トイレを増やすこと。
 - * 配管や構造上の問題により大規模な改修工事になることから増設は難しい。
- ⑦ 3階の更衣室は、両方の入り口から入りやすいようにすること。
 - * 構造上の問題により大規模な改修工事になることから増設は難しい。
- ⑧ 総合窓口課は、机が狭く仕事がやりにくいので、改善すること。
 - * スペースに制約があることから、創意工夫により対応してもらいたい。補助机やワゴン等、備品の追加購入については施設経営課に事前に相談してもらうことになる。
- ⑨ 各階の収納スペースと打ち合わせスペースを増やすこと。
 - * 現行スペースの中で対応してもらいたい。

7、案内表示等について

- ① どこにどの課、どの係があるか、はっきりわかる表示にすること。
 - * サインについては全庁的に調整済みであるが、さらに問題があれば検討していく。課名は表示済み。
- ② 各階、エレベーター内の大ざっぱな案内を詳しい的確な案内に改善すること。
 - * サインについては全庁的に調整済みであるが、さらに問題があれば検討していく。
- ③ 各階にもフロア案内をおくこと。
 - * 委託契約に伴う経費の点で難しい。

8、外回りについて

- ① 庁舎前の車寄せとの小さな段差、玄関前の自転車の配置は高齢者だけでなく健常者にとっても歩行の邪魔になるので改修すること。
 - * 現況を確認の上、具体的な改善策が可能かどうか検討したい。

9、空調設備等について

- ① 全体的に空調設定がうまくできていない。温度設定ができる範囲をプラスマイナス3度以上とすること。
- * 温度設定の範囲を変更することは難しい。

10、総合案内について

- ① 総合窓口にいるフロアマネージャーの守備範囲を税務保険年金課側を含んだ契約にすること。また、フロアマネージャーの教育を徹底すること。
- * 19年度途中からは3階に配置したフロアマネージャーを2階に下ろして、2階を増員することにより税務保険年金課側も守備範囲に入れる。20年度については19年度と同様の予算措置が行われれば対応を検討する。
- ② 1階の区民受付に区政の内容のわかる職員を配置するなど充実すること。
- * 1階に配置しているフロアマネージャーは教育を受けて、区政の内容を承知している。

11、その他

- ① 昼当番時の消灯箇所は最低限に限ること。
- * お客様のいる窓口は点灯したままであり、昼当番の窓口業務に支障のない範囲で消灯している。
- ② 空調やシックハウスなどのせいで新庁舎に来てから体調がよくない職員が出ているので、調査し、改善すること。
- * シックハウスについては新庁舎の供用開始前に問題がないことを調査済みである。
- ③ 区民、職員の利便性を確保するため銀行のATMを1階に設置すること。
- * 1階のATMの設置はスペース的に難しい。
- ④ パン屋について、設置目的に照らし、障害者が働いてる姿を見せるようにすること。
- * 庁舎裏の製造現場でも中で働いている姿が見えるようになっている。また、本来の設置目的は障害者が就労できる場所の確保であり、障害者を見せることに固執することではないと考える。
- ⑤ 区職労ニュースなど、再資源として利用できるものについて、どこに回収するのか、分別を明確にすること。
- * 各フロアに設置したボックスにより分別回収を明確にしている。
- ⑥ 新庁舎に移転後、頭痛、目のかすみが続かず常に気分がすぐれない、壁紙の色、質感も目がチカチカして気分が悪くなる職員がいるので、外部から空気を取り入れるようにすること。また、壁紙についての人体への影響について調査すること。

- * シックハウスについては新庁舎居入居前に調査済みであり、基準に適合している。
外気の取り入れは高速道路側では逆に室内の空気が悪くなる恐れがある。
- ⑦ トイレのドアについてる荷物かけの位置が高いので、下の方にも取り付けること。また、車イス用のトイレに荷物かけをつけること。
 - * 荷物置き台を設置しているのでそれを利用してもらいたい。
- ⑧ 窓が汚いので、定期的に清掃をすること。
 - * 清掃は定期的実施している。
- ⑨ 事務机が長く連続し、軟なため、他の人の仕草、仕事により机が振動し、仕事上に支障をきたすので、順次、机を短いもの変えること。
 - * ノンテリトリアルオフィスとして導入した経緯があり、長机の仕様になっている。
机の交換はできない。
- ⑩ 外部の職員も時間外に利用できるように、セキュリティカードを配布すること。
 - * 本庁舎のセキュリティ上、外部にセキュリティカードを配布することはできない。
- ⑪ トイレに除菌クリーナーを常備すること。
 - * 要望をSPCに伝え具体的に協議する。
- ⑫ 4階会議室にドアストッパーを設置すること。また、会議室内に電話台を設置すること。
 - * 会議室の扉は防火管理上、常時閉まる仕様になっているが、運用として単体のドアストッパーを備えることも含めて検討する。
電話台については設置する。

以上